

三田市ベンチ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市内の路線バス停留所の利用環境向上を図り、誰もが利用しやすい路線バスの利用環境の改善だけでなく、持続可能な交通ネットワークに資することを目的として、バス停留所におけるベンチ設置に要する費用の一部を補助するにあたり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 地域団体（区・自治会、まちづくり協議会又はその他市長が認める団体）
- (2) 公共交通事業者

(仕様)

第3条 補助金の交付対象となるベンチは、次の各号のすべてに適合するものでなければならない。

- (1) 固定式で容易に移動することができないものであること。（民有地に設置する場合は除く。）
- (2) 十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (3) 個人又は地域団体が自ら製作したものでないこと。
- (4) 座面及び背もたれの材質は容易に壊れないものであること。
- (5) 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。

(管理等)

第4条 市長は、ベンチ設置が完了したときは、団体等と協定書を取り交わすものとする。

(設置場所)

第5条 補助金の交付対象となるベンチは、次の各号に掲げるいずれかの場所において、新たに設置するものとする。

- (1) バス停付近の民有地
- (2) バス停付近の歩道等のうち、道路占用許可を受けた場所

(道路占用許可の申請等)

第6条 前条第2号に規定する道路占用許可の新規申請書、変更申請書及び継続申請書の作成者等については、別表のとおりとする。

(広告の掲載等)

第7条 団体等は、民有地及び道路占用許可を受けた市道に限り、兵庫県屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)、三田市景観条例(平成21年三田市条例第26号)及び三田市景観条例施行規則(平成21年三田市規則第43号)を遵守し、市へ屋外広告物の許可申請を行い、許可を得ることでベンチに広告を掲出することができる。

2 広告掲載に伴う諸収入は、ベンチ設置費用及び維持管理費用にのみ充当することとする。

(広告掲載の経過報告)

第8条 団体等は、ベンチに広告を掲載した場合、毎年3月31日までに収支報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の対象経費等)

第9条 補助金の交付対象となる経費は、当該年度内に設置されるベンチ1基を設置することに要する費用(ベンチ本体、運搬費、設置費及び消費税を含む。)とする。

2 ベンチへの広告掲載に伴う諸収入については、補助金の交付対象となる経費から控除することとする。

3 補助金の額は、予算の範囲内において、ベンチ1基を設置することに要する費用の2分の1の額とし、1基あたりの補助上限額は10万円とする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を申請しようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書又は事業概要書

(2) 収支予算書

(3) ベンチ設置予定額のわかる書類

(4) 設置場所の地権者等であることを証明することができる書類及び土地利用同意書(第5条第1号に該当する場合に限る。)

(5) 道路占用許可申請書(第5条第2号に該当する場合に限る。)

(6) 設置位置図

(7) 図面等ベンチの構造がわかるもの

(8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の申請回数等)

第11条 補助金の申請は、1団体等につき補助事業年度内1回限りとし、1申請あ

たりベンチ1基限りとする。

(実績報告)

第12条 申請者のうち補助金の交付の決定を受けた者は、ベンチの設置が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し等支出の根拠を示す書類
- (3) 設置後の状況がわかる写真等
- (4) 協定書
- (5) 市道に設置の場合は道路占用許可書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

別表（第6条関係）

道路占用許可を受ける場所	申請書の作成者	申請書の提出者
市道	団体等	団体等
市道以外	団体等	市長

